平成２１年（フ）第１００６９号
東京都豊島区長崎４丁目25―12
破産者　奥村　　滋
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００７０号
東京都町田市鶴川４丁目23―５
破産者　吉川　絹江
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００７２号
山口県宇部市則貞３丁目11―23―４
破産者　來嶋志紀子
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１２８号
兵庫県伊丹市西野３丁目32、住民票上の住所
東京都新宿区西新宿６丁目17―３―202
破産者　滝内　恭敬
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１３９号
東京都調布市小島町３丁目77―12
破産者　辻　　尚文
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１４０号
神奈川県横浜市青葉区荏田町323―２―302
破産者　池田聖宗こと　金　　聖宗
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２３２号
東京都世田谷区下馬２丁目29―８
破産者　菊地　　昇
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２４３号
千葉県市川市国分６丁目23―24
破産者　秋本　　恵
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２７３号
東京都調布市国領町６丁目20―37
破産者　関口　　明
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３１９号
埼玉県所沢市大字山口1468―12―201
破産者　平井　道敏
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３２０号
東京都渋谷区笹塚３丁目７―７―102
破産者　田川　武史
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３７９６号
千葉県市川市鬼高２丁目24―19
破産者　甲斐　孝子
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第９６号
愛媛県四国中央市妻鳥町2877番地の16
破産者　有限会社奥田
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５６号
愛媛県新居浜市桜木町１番８号
破産者　有限会社上野化粧品店
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第８９９号
東京都清瀬市中里３丁目79番地10東和コーポ101号
破産者　鈴木　啓子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０８号
東京都八王子市田町３番15号ビラ山田301号
破産者　浅野　博和
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３４号
京都市伏見区醍醐御霊ヶ下町27番地57
破産者　有限会社ベルヴュー
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１０２９号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地251
破産者　川江　繁昭
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１０３０号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地251
破産者　川江　初子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５号
山口県周南市御幸通２丁目22番地
破産者　株式会社三光
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第５６号
徳島県美馬市穴吹町穴吹字奈良坂87番地７
破産者　有限会社森西建設
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第２２号
徳島県美馬市穴吹町穴吹字戎60番地の４
破産者　新星建設有限会社
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部